

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社からの帰途上、歩道橋を下っていたところ、足を滑らせ転倒し、頭部を強打した（以下「本件通勤災害」という）。被災者は、本件通勤災害当日、C病院に受診し「外傷性くも膜下出血」等と診断された。被災者は、「外傷性くも膜下出血」等を受傷したのは通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、通勤上の受傷であると認め、これらを支給する旨の処分をした。その後、被災者は療養を継続していたところ、監督署長は、平成〇年〇月、被災者を傷病年金第1級に移行させた。

被災者は、D病院を経て、E病院に入院療養中の平成〇年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因「拡張型心筋症」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼす傷病等「脳挫傷後遺症」であった。

請求人は、被災者の死亡は本件通勤災害による受傷が原因であるとして、監督署長に遺族給付及び葬祭給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分

をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、本件通勤災害による外傷性くも膜下出血により、被災者は全身性感染症に至り、その後拡張型心筋症を発症し、死亡に至った可能性が高い旨主張する。

しかしながら、全身感染症により拡張型心筋症を発症するという医学的根拠はなく、被災者が全身感染症に至り、その結果拡張型心筋症を発症したとする医学的所見も確認できない。

(2) F医師は、被災者の直接死因については判定困難であり、被災者の拡張型心筋症は原因不明の特発性とは断定できないから、被災者は「重度脳損傷後遺症」により死亡した旨意見を述べているが、主治医であったG医師は「頭部外傷後遺症と拡張型心筋症の関連は認めない。」としているところであり、当審査会としても、G医師の意見を妥当と判断する。

(3) また、拡張型心筋症には現在のところ対症療法を除き根本的な治療法がなく、被災者が本件通勤災害により外傷性くも膜下出血を発症し、それによって寝た

きり状態になったため拡張型心筋症の治療機会を喪失したと考えるのは困難であるところから、当審査会としても、被災者の死亡が通勤上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。